

# 産山村過疎地域持続的発展計画

令和3年度～令和7年度

令和3年3月

熊本県 阿蘇郡 産山村

目次

## 1 基本的な事項

- (1) 産山村の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 人口及び産業の推移と動向
- (3) 行財政の状況
- (4) 地域の持続的発展の基本方針
- (5) 地域の持続的発展のための基本目標
- (6) 計画の達成状況の評価に関する事項
- (7) 計画期間
- (8) 公共施設等総合管理計画との整合

## 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

- (1) 現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2
- (2) その対策
- (3) 計画
- (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

## 3 産業の振興

- (1) 現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 5
- (2) その対策
- (3) 計画
- (4) 産業振興促進事業
  - (i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種
  - (ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容
- (5) 公共施設等総合管理計画等との整合

## 4 地域における情報化

- (1) 現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 9
- (2) その対策
- (3) 計画
- (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

## 5 交通施設の整備、交通手段の確保

- (1) 現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 0
- (2) その対策
- (3) 計画
- (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

## 6 生活環境の整備

- (1) 現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 4
- (2) その対策
- (3) 計画
- (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

## 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

- (1) 現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 7

(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
<b>8 医療の確保</b>	
(1) 現況と問題点	30
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
<b>9 教育の振興</b>	
(1) 現況と問題点	32
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
<b>10 集落の整備</b>	
(1) 現況と問題点	35
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
<b>11 地域文化の振興等</b>	
(1) 現況と問題点	36
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
<b>12 再生可能エネルギーの利用の促進</b>	
(1) 現況と問題点	37
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
<b>13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項（自然環境の保全及び再生）</b>	
(1) 現況と問題点	38
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	

事業計画（令和3年度～令和7年度）

過疎地域持続的発展特別事業分 . . . . . 40

## 1 基本的な事項

### (1) 産山村の概況

#### ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

##### (自然的条件)

本村は熊本県の最北東部で九州のほぼ中央に位置し、阿蘇北外輪及び九重連山に囲まれた、東西6 km、南北10 km、総面積60.81 km<sup>2</sup>の高原型山村である。村の東部は大分県竹田市、北西部は熊本県南小国町、西南部は阿蘇市の3カ市町と隣接している。

また、地形は北に九重連山、南西に阿蘇五岳、南東に祖母山を望む標高480 m～1,050 mの火山山麓高原であり、土壌は黒色火山灰土壌が全体を覆い、雨にもろく、地力的には比較的やせている。

気象は、九州山脈の屋根に位置しているため変化が激しく、昼夜の気温には大きな格差が見られる。冬の積雪量は少ないものの冷え込みが強く霜日は比較的多い状況にある。年間平均降水量は2,900 mm（過去5年間平均）で、夏季は雷雨等が比較的多く、多雨地域的な特性をもっている。

河川は、大分県の別府湾に注ぐ大野川の支流である産山川、山鹿川、大利川が北から南へ流れており、いずれも最上流部である。

山間に細長く分布する平地や南部地区の比較的なだらかな台地は農業生産の場となっており、谷間の道路に沿って集落が分布している。

##### (歴史的条件)

明治22年の町村制施行時に産山村、田尻村、山鹿村、大利村、片俣村の5カ村が合併し、「産山村」が誕生した。

昭和の大合併及び平成の大合併では、合併をせず単独を選び現在に至っている。  
(社会的条件)

本村は阿蘇市に接し、熊本市内から63 km、福岡市内から130 kmに位置しており、大都市へのアクセス時間は1時間30分から2時間30分と、比較的時間を要する位置にある。

熊本市内から大分市に至る国道57号が、本村南側を東西に走り、県道別府一の宮線（通称やまなみ道路）が本村北西側を南北に、また県道南小国波野線や県道笹倉久住線、村道産山田尻線が本村のやや中央部を南北に走り、南部地区では県道産山小地野線が国道57号から山鹿地区を結んでいる。

これらの幹線道路は、山間地の地形であることから狭隘区間もあり、通行量の増加に伴い円滑な交通に支障をきたしている。

公共交通は、現在南部～山鹿地区とJR宮地駅をつなぐ1系統のみの路線バスの運行となっている。村内はスクールバス、診療所送迎バス、コミュニティバスの併用で運行している。村内外へは、予約制の外出支援サービス、乗合タクシー

が運行している。

(経済的条件)

経済交流圏は、阿蘇市、熊本市、大津町、大分県竹田市とのつながりが深い。

また、九州縦貫自動車道や大分自動車道、国道57号、やまなみ道路等を利用し、阿蘇くじゅう国立公園などの恵まれた自然環境と立地条件を活かしていくことにより、基幹産業である農林業の充実を図るとともに、観光施設等の整備を進めていくことが可能な条件を有している。

土地利用については、総面積60.81km<sup>2</sup>のうち、田・畑が5.81km<sup>2</sup>、山林・原野26.27km<sup>2</sup>が、宅地が0.43km<sup>2</sup>となっており、1戸当たりの経営耕地面積は184aとなっている。

本村南部地域の畑地地帯と山林原野が中北部地域にあり、自然環境に恵まれた地域であるが、農林業従事者の高齢化や減少が進んでいるため、環境の保護や景観の保全など維持機能対策が課題となっている。

\*総面積は、国土地理院全国都道府県市区町村別面積、地目別面積及び経営耕地面積は県統計年鑑より掲載

## イ 過疎の状況

昭和30年代以降の本国の高度経済成長は、農山漁村を中心とする地方の人口を急激に都市へと流出させる結果をもたらした。本村においても例外ではなく、昭和35年に3,168人だった人口も平成27年には1,510人となり、52.3%も減少した。

平成27年の年少人口(0~14歳)は179人、生産年齢人口(15~64歳)は731人、高齢者人口(65歳以上)は600人となっており、高齢者人口の総人口に占める比率の推移を見ると、昭和50年には13.2%であったが平成27年には39.7%とほぼ半数近くになり、生産年齢人口とほぼ同数になりつつある。

また、高齢者人口は年少人口に対して、昭和50年には52.7%だったが、平成27年には335.2%と6.3倍となっており、少子高齢化が進行している状況にある。

平成26年12月に、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の一極集中を是正するべく「まち・ひと・しごと創生長期ビジョンと総合戦略」が閣議決定され、それから5年が経過し、「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」が発表された。本村においても国及び県の人口ビジョンと創生総合戦略を勘案して、「産山村人口ビジョン」「第2期産山村むら・ひと・しごと創生総合戦略(うぶやま未来計画)」を令和2年3月に策定し、人口減少の克服に取り組んでいるところである。

昭和45年に過疎地域対策緊急措置法により過疎地域の指定を受け、以来過

疎地域振興特別措置法、過疎地域活性化特別措置法、過疎地域自立促進特別措置法を経て現在までの51年に渡り、交通通信体系や教育文化施設、生活環境の整備、医療の確保、産業の振興等の過疎対策事業を実施し、地域の活性化と住み良い村づくりに努めてきた。

#### ウ 社会経済的発展の方向

本村の主な産業構造（産業分野別就業者割合）を平成27年国勢調査でみると、第一次産業（38.8%）と第三次産業（47.3%）が主となっている。第一次産業の農業は年々その従事者数の減少が続いており、その対策として平成21年に新規就農者の就農研修施設を設置し新規就農者の研修、就農地あわせん等きめ細やかに対応し新規就農者の育成及び定住促進を図ってきた。

主産業は農業で、米、施設園芸、畜産の農家が多数で複合経営を行っているが、経営耕地面積も少なく、労働力が他産業に移行する影響もあり、高齢化と兼業化が進んでいる。雇用の場としては、「なでしこの里」等の社会福祉施設の他、第三セクター「株式会社うぶやま」（体験施設、温泉施設、宿泊施設）、「阿蘇やまなみリゾートホテル&ゴルフクラブ」（宿泊施設、ゴルフ場）等の観光産業がある。

道路網の整備では、生活道路としての村道整備を順調に図ってきた。教育施設では、老朽化していた中学校校舎及び学校給食センターの改築・改修工事は完了したが、体育館照明施設及びグラウンドフェンス改修等の付帯施設・設備の改修が必要であり、うぶやま保育園においても築後17年を経過しており、空調設備など設備器具を含めた改修が必要である。また、社会教育施設では昭和50年代に建築した地区公民館（集落センターを含む5施設）が老朽化しており、簡易な修繕で対応しているが、今後、耐震等を見通した計画的な大規模改修が必要である。

生活環境では、簡易水道の統合化や合併浄化槽の設置推進など、着々と整備・普及を図ってきた。

産業振興面では、特に着地型観光に重点を置き、都市部との交流を図り、地場産業の育成・活性化に努めてきた。

しかし、安定した就労の場がないことや農林業所得の低迷などにより、兼業化へ一層の拍車がかかり、それに加え主要道路などの交通体系の整備が進められたことで、就労の場の広域化が進んでいる。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

本村の人口は昭和35年は3,168人であったが、平成27年には1,510人となっており、比較すると人口で1,658人、率にして52.3%の減少となっている。また、年齢別の人口推移を見ても少子高齢化が進んでいる。

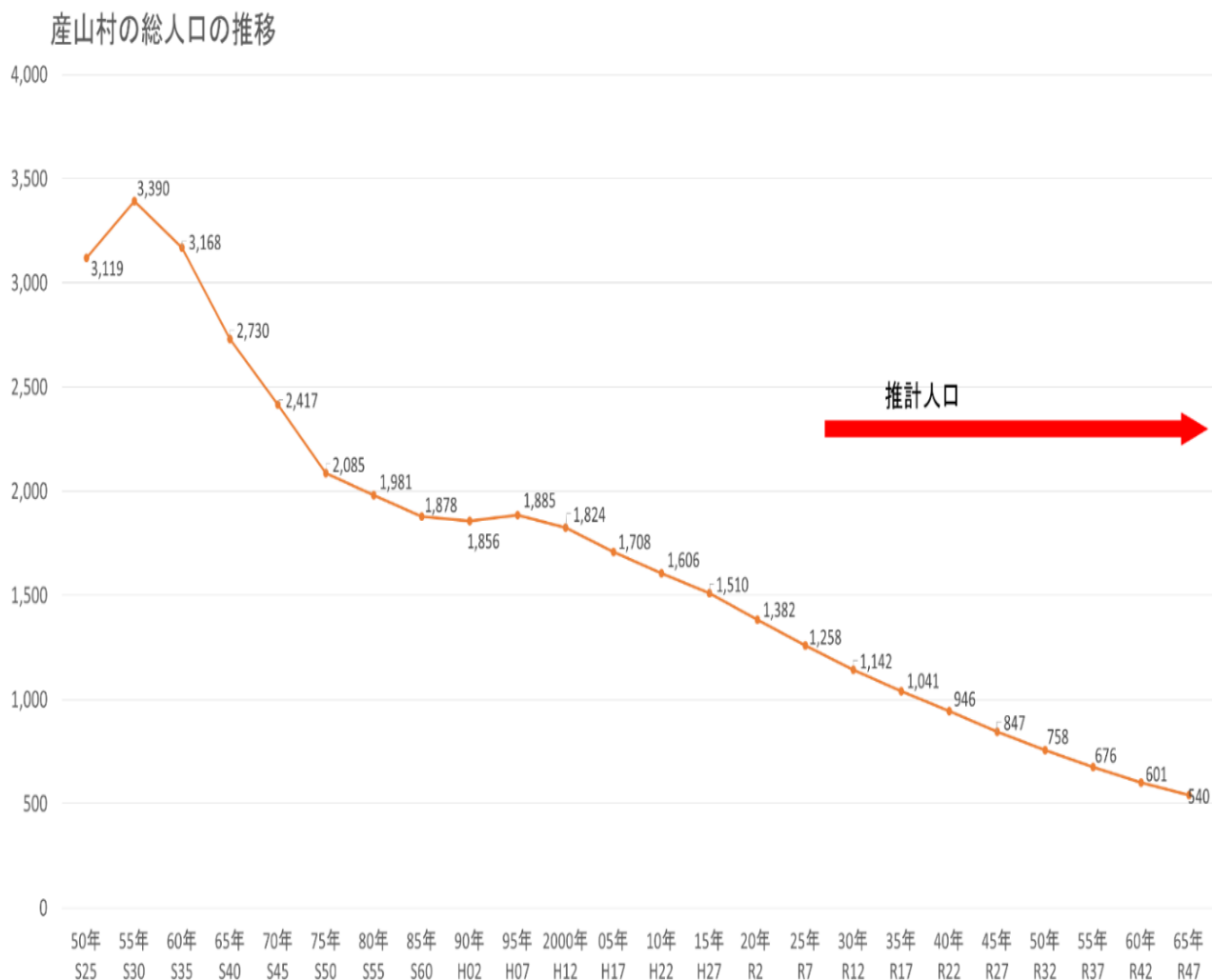
なお、国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口では、今後も人口の減少と少子高齢化が続き、令和22年には1,000人を下回るものと予測される。

人口が減少する一方、世帯数は昭和35年の619世帯が平成31年は630世帯で率にして1.7%増となっており、人口に比べほぼ横ばい推移していることから、単身世帯の増加傾向を示している。

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

区 分	昭和35年		昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	
総 数	人 3,168	人 2,085	% △34.2	人 1,856	% △11.0	人 1,708	% △8.0	人 1,510	% △11.6	
0歳～14歳	1,233	523	△57.6	342	△34.6	224	△34.5	179	△20.1	
15歳～64歳	1,734	1,286	△25.8	1,153	△10.3	919	△20.3	731	△20.5	
うち15～29歳(a)	640	275	△57.0	249	△9.5	198	△20.5	127	△35.9	
65歳以上(b)	201	276	37.3	361	30.8	565	56.5	600	6.7	
(a)/総数 若年者比率	% 20.2	% 13.2	—	% 13.4	—	% 11.6	—	% 8.4	—	
(b)/総数 高齢者比率	% 6.3	% 13.2	—	% 19.5	—	% 33.1	—	% 39.7	—	

表 1-1 (2) 人口の見通し



### イ 産業の推移と動向

本村の産業構造（産業分野別就業者数）は、昭和35年に79.6%であった第一次産業は、高度経済成長期を経て減少し、平成27年には38.8%となる一方、第三次産業は14.6%が47.3%と増加の一途をたどり、サービス産業への移行が顕著となってきている。

このように基幹産業であった農林業主体の第一次産業が大きく後退した要因には、農林業を取り巻く諸条件や零細な経営規模であるため将来展望が望めず農業離れが進行し、安定した就業の場を求めて第三次産業へ移行したものと考えられる。

また、若年層においては、交通体系の整備により阿蘇市をはじめ近隣市町村へ



の通勤者が増えており、この傾向は今後も続くものと思われる。

### (3) 行財政の状況

#### ア 行政の状況

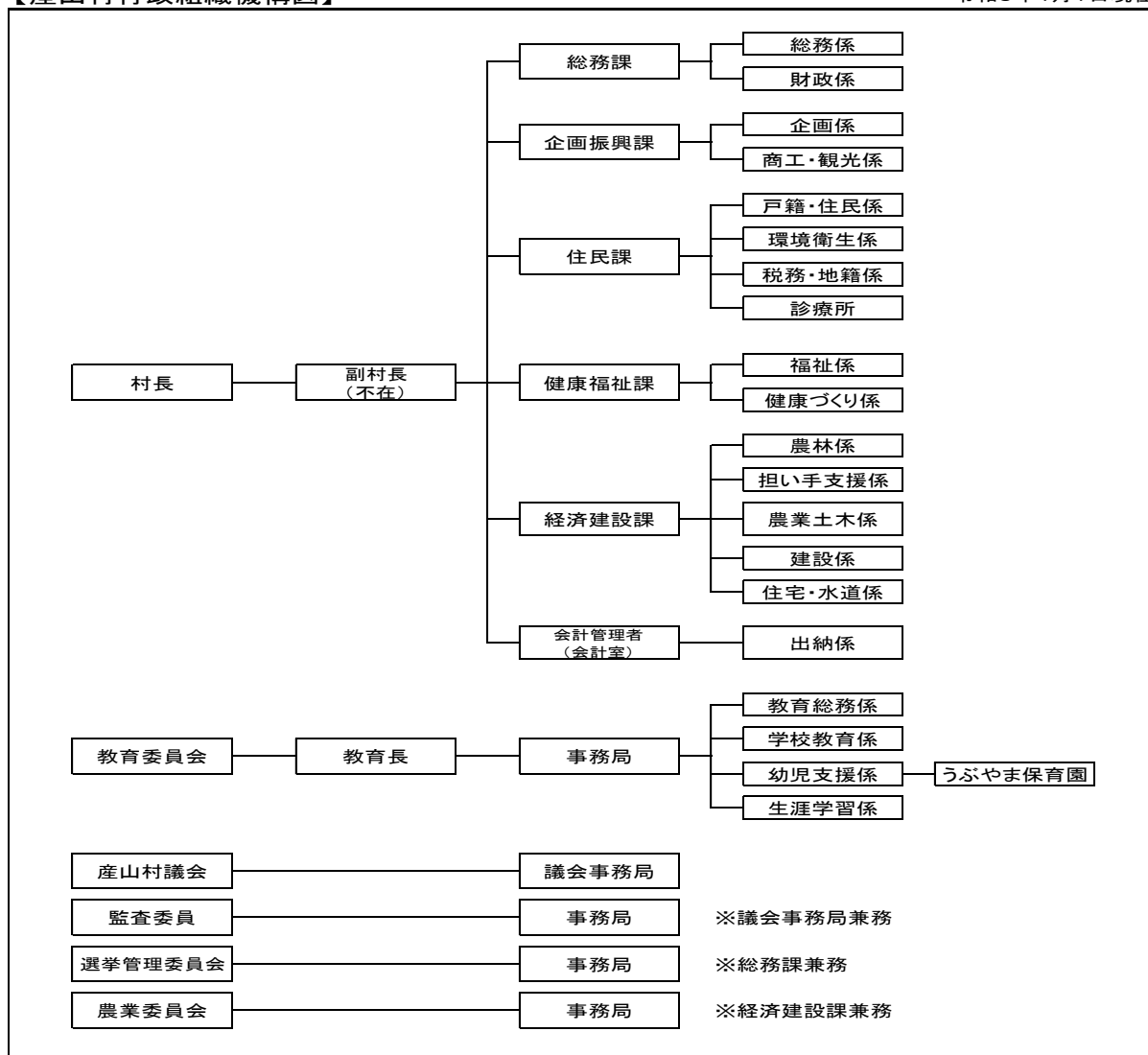
社会経済情勢の大きな変化や住民ニーズの多様化に伴い地方行政を取り巻く環境がますます厳しさを増している中、従来型の行政スタイルでは様々な課題に対応が難しい状況となってきた。

また、地方は少子高齢化や過疎化をはじめとした地域の特殊事情によつての行政需要の多様化に伴った行政ニーズへの対応も求められている。

「平成の大合併」において周辺市町村との合併をせず、現在も単独の村として行政運営を行っており、今後においては、地域の発展と住民福祉の向上を図るとともに効率性・独自性ある自治体として基盤を強化し、安心・安全な村として行政サービスを推し進めていくものとする。

【産山村行政組織機構図】

令和3年4月1日現在



## イ 財政の状況

本村の財政力は極めて脆弱な状況であり、地方交付税等依存財源に頼らざるを得ない状況である。人口減少に伴う税収の減少等により今後も厳しい状況は継続していくと考えられ、公債費等の義務的な支出の抑制を行いながら、財源の大きな根幹となる地方交付税の動向を注視していかなければならない。

令和元年度の歳入内訳は、地方交付税42.2%と構成比の最も多くを占め、国庫支出金10.0%、都道府県支出金14.0%、地方債7.7%等となっている。歳入のうち地方税等の自主財源は21.1%となっており、平成27年から1.8%伸びている。

令和元年度における歳出の状況は、義務的経費が平成27年度から1.7%減少している。地方債現在高においては、2,175,184千円と平成27年度から8.3%程度増加している。これは、平成28年の熊本地震復旧・復興事業や平成29年から学校施設の大規模改修、また、道路改良事業等を積極的に取り組んでいることによるものである。

今後も公共施設等の維持・改修や地域振興施設等の取組みが見込まれることから増加傾向が続くと思われる。これに伴い、投資的経費も平成27年度に比べ0.9%増加しており、同様に増加傾向が続くものと推測される。

今後は、多様化する住民ニーズや少子高齢化による扶助費の増加などに対し計画的な対応が求められ、また、公共施設において総合計画・個別計画に基づく計画的な維持・管理・改修を進めるとともに、人口規模・財政規模に沿ったスケールデザインを再構築することが望ましいと考えられる。さらなる歳出の節減合理化を進め、安定的な行財政運営に必要な財源の確保に努めなければならない。

表 1-2 (1) 財政の状況 (単位：千円)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額 A	2,113,313	2,374,944	2,260,229
一般財源	1,353,301	1,325,158	1,175,812
国庫支出金	256,400	147,488	227,007
都道府県支出金	155,021	161,518	317,088
地方債	144,571	389,993	173,210
うち過疎対策事業債	47,500	131,600	60,000
その他	204,020	350,787	367,112
歳出総額 B	2,024,317	2,108,301	2,168,871
義務的経費	767,366	706,606	689,603
投資的経費	470,230	538,320	572,482
うち普通建設事業	453,934	508,389	339,707
その他	786,721	588,729	906,786
過疎対策事業費	287,155	274,646	110,950
歳入歳出差引額 C (A-B)	88,996	266,643	91,358
翌年度へ繰越すべき財源 D	21,785	137,671	14,267
実質収支 C-D	67,211	128,972	77,091
財政力指数	0.14	0.13	0.16
公債費負担比率	17.5	12.7	17.6
実質公債費比率	—	9.1	8.3
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	75.9	77.5	89.5
将来負担比率	—	—	—
地方債現在高	2,142,752	2,009,038	2,175,184

表 1 - 2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
市 町 村 道					
改 良 率 (%)	44.2	61.5	64.8	64.9	65.2
舗 装 率 (%)	48.7	70.9	73.4	74.3	74.5
農 道					
延 長 (m)				—	—
耕地 1 ha 当たり農道延長(m)	78.9	106.8	111.1	—	—
林 道					
延 長 (m)			970	970	970
林野 1 ha 当たり林道延長(m)	12.1	36.9	39.4	27.8	27.8
水 道 普 及 率 (%)	51.9	90.0	90.4	91.0	
水 洗 化 率 (%)	—	—	—	—	—
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	0	0	0	0	0

#### (4) 地域の持続的発展の基本方針

産山村では、令和 2 年 3 月に「第 6 次産山村総合振興計画」及び「第 2 期 産山村むら・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、「稼ぎ上手、伝え上手、暮らし上手の村」の創造に取り組むこととした。

素晴らしい景観に囲まれたのどかな暮らしや 2 つの水源から供給されるおいしい水、特色ある教育など、産山村にしかない生活環境がたくさんある。産山村の素晴らしい景観保全に積極的に取り組みエネルギー生産を含めた循環型社会の構築を進める。

本村は、基幹産業である農業の振興が重要である。農業機械の導入による効率化や、ハウス建設による生産性の向上や六次産業化商品の開発により農業所得の向上の取り組みや、近年の健康志向及び環境問題への関心の高まりから、畜産と連携した堆肥の活用により土づくり等の研究・開発を進め、化学肥料、農薬をできるだけ使用しない環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業を推進する。

また、近年は平成 2 8 年熊本地震の発生や気候変動による豪雨被害などが相次いだ。村民が安心して暮らせるよう、国土強靱化地域計画に基づく防災体制の推進と治山・治水への取り組みを継続する。

さらには、健康・福祉の取り組みを充実させ、子ども医療費や手当等による出産・子

育て支援の充実や、移住のためには住む場所が欠かせないことから、住宅整備の充実を行い、村外からの移住や村で生まれ育った子供たちの帰村を促すことで集落の維持、再生に向けた取り組みを進める。

#### (5) 地域の持続的発展のための基本目標

村民の力を集結して村の魅力を改めて見直し、磨き上げ、情報発信することで村に活力を生み出し、新しい人の流れを作り出すとともに、村の基幹産業である農業を軸とする仕事や自然環境を生かした仕事を作り出し、新しいお金の流れをつくることを目指す。

また、すべての世代がいつまでも安心して暮らすことができる村の実現を目指す。そのため次の目標を設定する。

- ① 移住定住促進や就農支援等により、人口移動を均衡させる。
- ② お金を稼ぎやすい環境ともうかる仕組みをつくる。
- ③ 自然環境を生かした人とお金の流れをつくる。
- ④ 子供を産みやすい、育てやすい仕組みをつくる。
- ⑤ 安心して暮らし、誇りを持てる産山村をつくる。

	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
総人口の減少率の均衡 (減少率：約14%以内)	1517人 <small>*1月時点の推計人口</small>	1317人
年間転入者数	42人	47人
年度ごとの出生数	4人	5人
年間ふるさと納税額	3,000千円	60,000千円
1人あたりの観光消費額	1,366円	1,700円
全国学力調査において「はっきりとした将来の夢や目標がある」と答える9年生の生徒の割合	45%	60%
要介護認定率の推移	23%	19.9%

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

毎年度、学識経験を有する者、産業、行政、教育、金融、報道、福祉等の分野における有識者から組織された産山村むら・ひと・しごと創生総合戦略検証委員会が内容を共有するとともにコメントや提案を行い、評価検証を実施する。

(7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画の公共施設等の整備は、公共施設等総合管理計画で定める基本方針と、全て適合しており、整合性を図りながら計画的保全と管理運営を行う。

## 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

### (1) 現況と問題点

#### ア 移住・定住の促進

若年層の流出により過疎化が進行したことで後継者不足が深刻化し、さらに少子高齢化により地域活力の衰退が懸念されるなど、本村は多くの課題を有している。

このような状況において、活力ある地域づくりを実現するためには、人口の流出に歯止めをかけ、移住定住の促進や交流人口の増加を図るとともに、新たな仕事の創出など雇用拡大を図っていく必要がある。

#### イ 地域間交流の促進

これまで整備してきた都市農村交流施設「うぶやま牧場」「ヒゴタイ公園キャンプ村」「ファームビレッジ産山」「御湯船温泉館」を核として都市住民との交流を進めてきた。しかしリーマンショック以降、その交流人口は伸び悩んでいる。

また、産山学園生による天草市御所浦島と交流する「海山交流」やタイ国立カセサート大学付属中学校と交流する「ヒゴタイ交流」はともに30年以上続く交流となっている。

#### ウ 人材育成

少子高齢化と人口減少が進み、地域運営の担い手も高齢化が進んでいる。そのため、地域で伝統的に受け継がれている行事の担い手不足や、生活サービスの低下が懸念される。

### (2) その対策

#### ア 移住・定住の促進

若者やU I J ターン者の移住定住を促進するため、移住定住相談体制を構築し、空き家の情報提供等住宅に関する支援を行う。併せて、令和3年度に整備する産山村小さな拠点には移住定住相談窓口を設置する。

また、村民が地域活性化に向けて主体的に取り組むむらづくり活動をサポートするとともに、地域の自然や伝統との調和を図るグリーン・ツーリズム等の都市間交流事業を実施する体制整備についても検討する。

雇用面については、第三セクターの経営方針見直し等を行うことで雇用拡大を図っていく。

#### イ 地域間交流の促進

阿蘇くじゅう国立公園の貴重な自然や地域の特色を活かした交流を一層推進

するとともに、都市農村交流施設を活用した農業体験等グリーン・ツーリズムの推進を図る。併せて、U I J ターン者の受入れを促進するため、本村の魅力を積極的にPRしながら都市住民との交流事業等を展開していくとともに、情報提供のための体制整備を進める。

また、「海山交流」、「ヒゴタイ交流」を引き続き行う。

#### ウ 人材育成

地域おこし協力隊などの制度も積極的に活用し、村民だけでは補えない部分に対しては外部の知恵と力を借り、地域をつくる実行力を高める。

また、地区住民における公民館活動への支援を行うほか、村民が協働で地域の活性化のために取り組む活動（環境保全、地域おこし等）に対して支援交付金を交付することで、地域課題解決に取り組む担い手を確保する。併せて、国内外で実施される研修に対し補助金を交付し、地域の持続的発展に貢献する人材を育成する。

### (3) 計画

#### 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・ 定住・地域 間交流の促 進、人材育 成	(1) 移住・定住	産山村暮らし移 住定住サポート 事業	村	
		産山村住宅リフ ォーム助成事業	村	
	(3) 人材育成	産山村むらづく り活動支援交付 金事業	村	
		産山村人材育成 事業	村	
	(4) 過疎地域 持続的発展特 別事業 地域間交流	コミュニティー スクール事業	村	異なる価値観に触れること で、自地域の見直しによる地 域力が向上し、子供達が国際 社会にも対応できる能力を 身につける取組であり、地域
		国際理解教室	村	
		ヒゴタイ交流推 進事業	村	



		海山交流推進事業	村	の活性化による持続的発展が見込まれ、その効果は将来に及ぶ。
		大学等連携事業	村	
		スクールバス運行事業	村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画の公共施設等の整備は、公共施設等総合管理計画で定める公共施設の管理に関する基本方針と適合しており、整合性を図りながら計画的保全と管理運営を行う。

### 3 産業の振興

#### (1) 現況と問題点

##### ア 農業

本村は総面積6,081haに対し、農用地は1,366haとなっており、総面積の22.5%を占めている。農家戸数は、平成27年には186戸（専業77戸、1兼33戸、2兼76戸）であったが、令和2年は178戸（専業70戸、1兼31戸、2兼77戸）と減少している。営農作目は、稲作や畜産業のほか、チンゲンサイ、ホウレンソウ、トマト、アスパラガス等の高冷地野菜などの施設園芸が中心となっている。しかし、農家の高齢化に伴う離農や担い手（後継者）の不足が顕著であり、耕作放棄地の増大や有害鳥獣による農作物への被害拡大が懸念されている。

##### イ 林業

林野面積は、4,176haと広く、村の総面積の約70%を占めている。本村の森林は、大野川水系の最上流部に位置し、国土保全や水源涵養、山地災害の防止、生物多様性等の公益性が特に高いが、林業従事者が少なく、森林資源の適正な管理やその有効利用がなされていない状況である。

##### ウ 商工業

本村の商工業者は商工会加盟の34会員で、その内訳は建設業8社、小売業6社、飲食業7社、サービス業7社、宿泊業5社、製造業1社となっている。

道路網の充実や自動車の所有率の上昇に伴い、地域住民が日常品をはじめとする商品のほとんどを村外で購入していることが背景としてある。併せて、昨今の不況により将来が不透明な状態にあることが考えられる。

なお、官民共同で商工業の振興を図るため、産山村総合戦略の事業等を、商工会と連携し、実施している。

##### エ 情報通信産業

情報通信産業は、県民生活や社会を支える重要な分野であり、人々の働き方やライフスタイルが大きく変化する中、その重要性は更に高くなっており、企業活動においてもICT環境は必須のインフラとなっている。

特に、当村は、人口減少・少子高齢化が進んでおり、ICTを導入・利活用することで、雇用や生活の質、労働生産性の向上が期待される。

なお、阿蘇市との共同利用で、産山村全域に公設公営による光ファイバーが導入され、光インターネットにより、ADSLや無線インターネットの数倍の速度で通信を可能としている。

## オ 観光

阿蘇くじゅうに囲まれ恵まれた自然景観や豊富な湧水と観光交流施設等の整備により、一時期は観光客の増加が見られたが、長引く景気低迷とレジャーの多様化により、昨今、観光入り込み客数が年々減少している。また、近年の余暇の増加とともに、「見る」観光から自然体験等の「体験型」観光へと観光形態が多様化しているため、観光客のニーズを的確に把握し、キャンプ場や温泉、市民農園、観光交流施設、ゴルフ場などの様々な施設を生かした取組みが必要である。

なお、阿蘇管内市町村で協議会を設置し、広域連携による観光業の発展を後押ししている。

## (2) その対策

### ア 農業

農用地の有効利用を図るため、農道や用排水路の整備を行い、維持管理コストの削減や優良農地の維持・保全に取り組む。また、農家の高齢化（離農）による農作放棄地の増大を防ぐため、地域農業の担い手への農地集積を加速させる。

また、平成21年度から取り組んでいる新規就農者受入れ事業において、近年は本村の就農希望者が減少傾向にあることから、就農希望者のニーズや選定理由等の的確な把握に努め、就農希望者のさらなる獲得を目指し、移住・定住を促進させる。

さらに、農業所得は、県内でも下位に低迷しており、農業所得の向上に向けた取組が必要であるため、農畜産物の6次産業化やブランド化、付加価値商品の開発、鳥獣被害防止柵の設置等を進め、「稼げる村づくり」を目指す。

### イ 林業

村内の森林を適切に管理していくため、森林を有する森林所有者の今後の所有森林の経営や管理の意向を調査し、村による経営管理権の設定を行う。

また、森林の有効活用のため、森林組合や特定非営利活動法人などと連携し、村が村内森林の植栽、下刈り、間伐などの一連の森林施業を支援する。

さらに、林内作業道の整備等により、多様化する木材需要に対応できる優良材生産体制の充実やシイタケ栽培の省力化、森林環境の維持・保全及び機能の向上を図る。

## ウ 商工業

地域住民のニーズを的確に把握し対応していくため、ICTの利活用や協業化による組織的な対応が必要である。商業活動は村の活性化の基であり、商工会を中心とした組織の強化を支援する。

また、伴走型起業支援と起業・創業しやすい環境づくりを行い、農産物・6次産業化商品等の販売促進を図る。

## エ 情報通信産業

村内の情報通信基盤の整備や、IT関連企業等の立地促進、地域企業の高度化・多様化等、情報通信産業の振興を図る。

## オ 観光

観る観光から、体感する観光への転換を図るため、産山村観光協会を中心に官民一体となった情報発信やイベント等による観光客の誘致を展開する。同時に「体験型」観光に対応するため、村内の自然や文化を活用した“産山村ならではの”体験メニューの掘り越しを行うとともに、過密の回避やキャッシュレス化を図りながらサステイナブル・ツーリズムを推進する。

また、感染症の感染拡大によって需要が生まれたマイクロツーリズムに関しても、世界情勢の変動に影響されない観光の形態であるため、県内や近隣地域をターゲットに定め、誘客やコンテンツの造成を行う。

併せて、阿蘇地域における平成25年5月の世界農業遺産の認定、平成26年9月の世界ジオパーク認定を契機とし、観光協会と連携した取組みを展開する。

### (3) 計画

#### 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の 振興	(1)基盤整備 農業	団体営農業農村整備事業（用水路整備）	村	
		就農研修施設整備事業	村	
		ほうれんそう学校整備事業	村	
		産山村農業振興推進事業	村	
		産山村堆肥製造施設整備事業	村	

	(4) 地場産業の振興 生産施設	ハウス団地整備事業	村	
	(7) 商業 その他	産山村商工会助成事業	村	
		産山村 6 次産業化商品試作品 開発補助事業	村	
		創業・ものづくり支援事業	村	
		村づくり協議会事業	村	
	(9) 観光又は レクレーシ ョン	大型観光案内板改修事業	村	
		天文台整備事業	村	
		花の温泉館改修事業	村	
		観光施設整備事業	村	
		産山村観光協会助成事業	村	
		ヒゴタイ公園整備事業	村	
		産山村着地型観光等開発事業	村	
	(10) 過疎地 域持続的発 展事業 第 1 次産業  観光	担い手確保事業	村	農林水産物の収益 率を上げ、基幹産 業である農林業の 所得向上・経営の安 定化・後継者確保に よる農業者減少の 抑制や、交流人口 を拡大する取組で あり、移住定住等 の促進が促され、 地域の持続的発展 が見込まれ、その 効果は将来に及 ぶ。
		農産物加工育成事業	村	
		森林整備地域活動支援交付金 事業	村	
		間伐木材供給安定化事業	村	
		森林除伐・雑木伐採委託事業	村	
		林道・作業道整備事業	村	
		交流イベント推進事業	村	

(4) 産業振興促進事業

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
産山村全域	製造業、旅館業、 情報サービス業 等、農林水産物 等販売業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

(ii) 当該職種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2) その対策(3) 計画のとおり

(iii) 他市町村との連携

産業振興を促進するにあたっては、近隣自治体と連携しながら進める。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画の公共施設等の整備は、公共施設等総合管理計画で定める基本方針と適合しており、整合性を図りながら計画的保全と管理運営を行う。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

ア 電気通信施設

本村では火災や災害、国民保護情報等の防災、危機管理上の情報を迅速に放送できる防災行政無線(同報系)のデジタル化の更新、戸別受信機の全世帯設置及びJ-ALERTの整備を進めてきた。

また、携帯電話等の基地局設置による携帯電話不感地帯の解消及び地元テレビ組合の取組みによるデジタル地上波テレビの難視聴地域の解消が進んでいる。

イ 情報化

全世帯を対象にIP告知放送機器「お知らせ端末」の導入により行政や地区からの情報を住民に発信し、同時にブロードバンド化を図るため光ファイバーの敷設を行っている。

(2) その対策

ア 電気通信施設

防災行政無線(同報系)については、設備の維持管理や防災・危機管理上

の情報を迅速に提供できる J - A L E R T の更新を進める。

## イ 情報化

村と住民、住民と住民を双方向で結び、地域のコミュニケーションの向上及び健康福祉、知育、防災情報等の行政情報の提供等住民サービスの向上のため阿蘇市・産山村光ネットワークの維持管理や運用及び高速大容量の通信ネットワークの増強を進めていく。

また、全世帯を対象に設置している I P 告知放送機器「お知らせ端末」が、設置から 10 年以上経過していることから、お知らせ端末の更新を行うことにより、安心・安全なまちづくりと住民の皆様へのサービス向上・地域活性化に努める。

### (3) 計画

事業計画（令和 3 年度～ 7 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域に おける情報 化	(6) 電気通 信設備等	J - A L E R T 自動起動機更新事業	村	
		お知らせ端末更新事業	村 阿蘇市	
		光ネットワーク環境機器更改事業	村 阿蘇市	

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画の公共施設等の整備は、公共施設等総合管理計画で定める公共施設の管理に関する基本方針と適合しており、整合性を図りながら計画的保全と管理運営を行う。

## 5 交通施設の整備、交通手段の確保

### (1) 現況と問題点

#### ア 交通施設の整備

本村の主要道路は国道 57 号、442 号、主要地方道路別府一の宮線、南小国波野線、一般県道笹倉久住線、産山小地野線、主要村道（1 級・2 級）14 路線、その他の村道 97 路線である。

村道の改良率は 65.2%、舗装率は 74.5% であり今後も整備が必要な状況にある。また、舗装及び道路施設の老朽化や大型車両が離合出来ない狭小幅員箇所が課題となっている。

イ 交通手段の確保

人口減少等により公共交通機関の利用が困難な状況にある中、自家用車の利用が不可欠であるが、高齢者等の交通弱者は増加しており、日常生活の移動手段の確保が課題となっている

(2) その対策

ア 交通施設の整備

県道については改良や幅員狭小箇所の解消を県に対し要望をしていく。

また村道については幹線道路を中心に改良、補修を進めるとともに産山村橋梁長寿命化計画に基づき、構造物の点検・診断等を行い、今後も道路網の機能維持・確保に努め適正な維持管理を行う。

イ 交通手段の確保

コミュニティバスや乗合タクシー等を活用した交通弱者対策を継続して実施する。

また、買い物や通院は村内よりも隣接する阿蘇市や竹田市を利用する人が多いことから、村外へのフィーダーを含む公共交通網の整備を見据え、村民の移動実態やニーズを調査し、買い物や通院のしやすさをかなえるための地域交通網形成計画（地域公共交通計画）を策定し、産山村にとって最適な移動手段の検討を行う。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の 整備、交 通手段の確 保	(1)市町村道	道路改良事業 村道産山・田尻線	村	
		道路改良事業 村道竹の畑・蓬原線	村	
		道路改良事業 村道大利・菅生線	村	



		道路改良事業 村道片俣・菅生線	村	
		道路改良事業 村道上田尻・瀬の本線	村	
		道路改良事業 村道平川・大小線	村	
		道路改良事業 村道御湯船・小迫線	村	
		道路改良事業 村道中山鹿・飛瀬線	村	
		道路改良事業 村道乙宮・笹鶴線	村	
		道路改良事業 村道中山鹿・石尾野線	村	
		舗装事業 村道小園・笹鶴線	村	
		舗装事業 村道杖木原・栃木線	村	
		舗装事業 村道中山鹿・飛瀬線	村	
		舗装事業 村道戸無原・谷片俣線	村	
		舗装事業 村道片俣・菅生線	村	
		舗装事業 村道竹の畑・板木線	村	
		舗装事業 村道御湯船・小迫線	村	
		舗装事業 村道杖木原・小柏線	村	
		舗装事業 村道古桑野・長山線	村	

		防災事業 村道御湯船・小迫線	村	
		防災事業 村道上田尻・瀬の本線	村	
		橋りょう改築事業 飛瀬橋	村	
		橋りょう補修事業 なかの橋	村	
		橋りょう補修事業 産山橋	村	
		橋りょう補修事業 中渡瀬橋	村	
		橋りょう補修事業 下家壁橋	村	
		橋りょう補修事業 上乙宮橋	村	
		橋りょう補修事業 小柏2号橋	村	
		橋りょう補修事業 平川橋	村	
		橋りょう補修事業 鶴崎橋	村	
	(9) 過疎地 域持続的発 展特別事業 交通施設維 持  公共交通	橋梁点検事業	村	生活に必須なインフラとなる交通道路を維持し、公共交通を確保する取組であり、住民の定住に繋がり、人口の社会的減少等を抑制することで、地域の持続的発展が見込まれ、その効果は将来に及ぶ。
		県道改良事業負担金事業	県	
		地域交通網形成計画策定	村	
		産山村コミュニティバス運行事業	村	
		乗合タクシー事業	村 、 阿蘇市	

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画の公共施設等の整備は、公共施設等総合管理計画で定める基本方針と適合しており、整合性を図りながら計画的保全と管理運営を行う。

## 6 生活環境の整備

### (1) 現況と問題点

#### ア 水道施設

本村の水道普及率は平成31年3月31日現在で98.3%となっている。現水道施設は建設から年数が経過しているため老朽化が進んでおり、施設の改修が急務となってきている。

また、水の需要が増加しており、供給体制の整備も必要である。

#### イ 環境衛生

本村はゴミ処理、し尿処理において、広域連携処理施設（阿蘇広域事務組合）にて処理を行っている。

ゴミ収集事業は、村内の企業に収集運搬を委託しており、ゴミ収集後、広域の処理センターまで搬入している。

ゴミ対策については、生活様式の変化に伴い、年々収集量が増加傾向にあるため、各家庭に排出量削減を呼びかけており、併せて生ゴミ処理機の購入助成制度を設け、ゴミ減量化を推進している。

また、生活排水については、水質汚濁の観点から、合併処理浄化槽の設置推進を行っている。

#### ウ 消防施設及び消防・防災体制

昭和23年に消防団が設置され、非常備消防組織として村民の生命財産を火災や災害から守るために活動を続けてきており、それに併せて消防施設、消防機材の整備を進めてきている。消防団は4分団、119人の団員（うち機能別団員36人）で構成されており、それぞれ消防小型ポンプ積載車等が配置されており、随時消防施設の更新を行っている。

現在、阿蘇郡市6ヶ市町村で阿蘇広域行政事務組合消防本部が設置され、常備消防組織として消防、救急、救助の業務を行っている。

消防団員の定数は135人であるが、若年層の流出等、様々な要因により、団員の確保が困難な状況にあるため、平成21年度から機能別消防団員制度等を取り入れ、消防団体制の維持を図っている。

また、平成24年九州北部豪雨や平成28年熊本地震等、近年は数年に1度

の頻度で災害が発生していることから、災害備蓄品の購入や空調機や非常用蓄電池システムの設置等避難所の機能向上や早めの避難ができるように、河川等に防災カメラの設置や予防的避難の呼びかけ等村民の生命財産を守る活動を行っている。

#### エ 公営住宅

定住促進に係る重要な施策として随時整備を進めており、現在89戸、186名が入居している。今後も人口定着と増加を図るためUIJターンの受け入れも視野に入れ、若年層向けの住宅建設や住環境の整備を進めるとともに現公営住宅の維持管理が重要である。

#### オ 役場庁舎設備

本村の防災拠点である役場庁舎は、昭和49年に建設され、昭和56年5月の建築基準法改正の耐震設計構造規定に適合していなかったことから平成21年度に耐震補強計画を策定し、平成24年度に耐震補強工事を実施した。

### (2) その対策

#### ア 水道施設

水道施設の更新整備計画に基づき、管路等の施設の更新・改修を進め、安定した水の確保、供給と経費の効率化を図る。

#### イ 環境衛生

ごみの減量化及び資源の再利用に向けた取組みの一環として、引き続き生ゴミ処理機等を活用したごみの減量化を推進し、併せてゴミの分別・再利用を促す施策を実施する。

また、し尿処理については、今後も合併処理浄化槽の設置を推進し、安全安心な生活環境の整備に取り組む。

#### ウ 消防施設及び消防・防災体制

現在、設置している消防施設について老朽化しているところがあることから、消防積載車等の更新、消防詰所・格納庫の維持管理及び更新、防火水槽、消火栓等の消防水利の点検・管理・更新、防災行政無線（移動系）の維持管理・更新等の消防装備品の整備に取り組む。

また、少子・高齢化等により消防団員の確保が難しくなっていることから、消防団員の育成や処遇改善等を図りながら消防団員の確保に努める。

さらに、定期的な住民・消防・行政合同で要救助者等を想定した防災訓練の

実施や予防的避難の更なる推進を図り、防災意識の高揚を図る。

併せて、避難所の機能向上を図るとともに、災害備蓄品の購入等により安全安心な環境の整備に取り組む。

エ 公営住宅

移住定住促進のため住宅整備の推進を図る。産山村公営住宅長寿命化計画に基づき更新・改修を含め適切に維持管理していく。

オ 役場庁舎設備

平成24年度に耐震補強工事を実施しているが、昭和49年に建設していることから、公共施設等総合管理計画等に基づき、防災拠点施設である役場庁舎の設備の整備に取り組む。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環 境の整備	(1)水道施設	配水管・配水池整備事業	村	
	(6)公営住宅	村営住宅整備事業	村	
	(5)消防施設	消防団車両等更新事業	村	
		消防水利等整備事業	村	
	(7)過疎地域 持続的発展 特別事業 生活	浄化槽設置補助事業	村	住民の生活環境・自然環境の保全に寄与し、循環型社会を形成する取組であり、地域の持続的発展が見込まれ、その効果は将来に及ぶ
		生ゴミ処理機購入補助事業	村	
		水道資産調査業務委託	村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画の公共施設等の整備は、公共施設等総合管理計画で定める基本方針と適合

しており、整合性を図りながら計画的保全と管理運営を行う。

## 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### (1) 現況と問題点

#### ア 児童及び障がい者福祉

本村の人口が減少する中、核家族化や共働きの増加など家族形態や労働形態の様々な社会変化に伴い、地域社会でのつながりが希薄化し、家庭や地域の子育て力が低下している。児童数も年々減少傾向にあり、子ども同士が、育ち合う機会が少なくなっており、子どもの健やかな成長への影響が懸念される。

また、障がいを持つ人の数は若干増加傾向にあり、児童においては学校生活や社会生活を円滑に送れるよう保護者を含む周囲の支援者が早い段階で子どもの障がいに関する特性に気づき、地域療育センターなどの専門機関に相談するなど、日常の生活の中で保健・医療・福祉などの必要なサービスが一体的に受けられるよう支援体制を構築する必要がある。

#### イ 高齢者の保健及び福祉

本村の人口は、令和2年3月末で1,484人(住基人口)となっており、そのうち65歳以上の高齢者人口は620人で、全体の41.8%を占めている。急速に高齢化が進行している本村のような過疎地域においては、生活習慣病への対応など、生涯を通じた健康づくりへの取り組みや、高齢者を地域全体で見守り支える仕組みづくりに取り組んでいくことが喫緊の課題となっている。

近年は、多様化する住民ニーズや少子高齢化による扶助費及び介護給付費等の社会保障費も増加しつつあり、産山村人口ビジョンによると高齢者人口は平成27年をピークに減少傾向にあるが、高齢化率は増加傾向にある。この要因は若年層の減少であり、そのまま高齢者の独居世帯や高齢者のみの世帯の増加につながると考えられる。

本村のような山間へき地において、公共交通機関の減少や生活の根本である生活用品の販売店舗の減少は、高齢者の生活そのものを脅かすことに直結することとなる。

さらに社会生活環境の変化に伴い、本村においても食生活が多様化し、循環器や脳疾患等が増加するとともに認知症高齢者も増えつつあり、介護する家族の身体的・精神的負担も大きな課題である。

### (2) その対策

#### ア 児童及び障がい者福祉

児童福祉においては、「次世代育成計画」のもと、産山村独自の施策も含め次

代を担う子どもを安心して産み育てられることのできる子育て支援施策を推進していく。

具体的には、少子化対策として育児費用を軽減するため、出産すこやか助成金（出産祝金）や保育園の保育料無償化・副食費の無償化、ランドセルや通学カバン支給及び給食費補助、教材費補助、高校生がんばれ助成金等の助成を実施しており、行事等では海山交流やヒゴタイ交流等の各種交流事業を通じて子ども達の様々な可能性を伸ばすための施策を継続して実施していく。

今後、社会環境の変化により多様化する保育ニーズに応えるため、保育サービス（放課後児童クラブ・土曜日保育・未満児保育等）の充実により、親子が集える空間の創出に取り組み、さらには、妊娠・出産から子育てまで連続したサポートによる母子健康診査、訪問指導等の母子保健活動等を充実させ、誰もが安心して子育てができる環境整備に引き続き取り組んでいく。

障がい者福祉においては、引き続き医療機関や相談支援センター等と連携強化を図り、乳幼児健康診査等による病気の早期発見に努め、障がい児の保護者や家庭に対する支援体制を充実させるとともに、障がい者の社会参加の多様な機会を確保するため、公共施設等のバリアフリー化を促進し、地域活動、文化活動等への参加の機会拡充に努める。

## イ 高齢者の保健及び福祉

高齢化の進行に伴い、要介護認定率が23%台と高い水準で推移している中で、健康寿命を延ばし、高齢者がこれからも健康で地域との関わりを持ちながら、生きがいを持って生活することができるようにすることが重要である。

そのため、生活環境の調整やシルバーボランティアなどの生きがいづくりを拡充し、併せて集いの場（サロン活動等）の創出など高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチが不可欠なため、生涯教育等を通じ総合的な意識啓発を行いながら、生活習慣病予防、寝たきり予防、認知症予防に向けた情報提供を積極的に行い、住民がいつでも相談できる体制の構築に努めていく必要がある。

具体的には、高齢者が在宅でできる限り自立した生活を送ることができるよう高齢者やその家族の意思を尊重した総合的な支援に努め、住み慣れた地域で安心して在宅生活ができるための介護予防・生活支援事業を「第8期介護保険事業計画」の取組みに沿いながら地域包括支援センター（直営）が中心となり、産山村社会福祉協議会及び民間事業者と連携しながら事業を展開し、介護支援専門員やリハビリテーション専門職等を活用した支援を推進する。

また、子どもから高齢者まで地域の誰もが集える場所や、高齢者が本村において在宅生活がいつまでもできる為の生活必需品等の販売拠点や注文申し込み体制を構築するため「小さな拠点」づくりを推進する。さらに、シルバーボランテ

ィアの組織拡充を進め、「地域の縁がわづくり」の推進など、地域で支え合う体制づくりを模索し、認知症予防や各種団体が寄り添える空間の創出を推進する。

その他、認知症介護については、認知症地域支援推進員を配置して認知症サポーター養成講座を開催しながら、引き続き地域の見守り・支援活動の促進等地域支援体制を推進するなど、地域の実情に即した対策を進めていく。

### (3) 計画

#### 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(3) 高齢者福祉施設	高齢者の生きがいや健康づくりに資する事業（施設改修含む）	村	社協へ指定管理委託
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉 児童福祉 その他	老人クラブ活動支援事業	村	高齢者の自立生活・社会的孤立感の解消、児童福祉の増進・子育て支援の充実、障がい者福祉の向上を図る取組であり、移住定住の促進や地域の活性化による持続的発展が見込まれ、その効果は将来に及ぶ。
		シルバーボランティア事業	村	
		介護保険の充実事業	村	
		在宅福祉事業	村	
		安心な老後生活の支援事業	村	
		母子保健福祉サービス事業	村	
		生活環境の向上事業	村	
		身体障がい者活動支援事業	村	
		身体障がい者医療費助成事業	村	
		身体障がい者の社会参加と自立支援事業	村	
		多様な保育サービスの充実事業	村	
		うぶやま保育園空調設備改修事業	村	
		子育て支援センター事業	村	
		放課後児童健全育成事業	村	
子育て経費負担軽減事業	村			
子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点	村			



		の設置整備事業（要対協）		
		ひとり親家庭の自立支援事業	村	
	(9) その他	筋トレ運動村内水平展開キックオフ事業	村	

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画の公共施設等の整備は、公共施設等総合管理計画で定める基本方針と適合しており、整合性を図りながら計画的保全と管理運営を行う。

### 8 医療の確保

#### (1) 現況と問題点

村の医療機関は、村直営の診療所のみで、診療科目は、一般的な内科と外科、隔週金曜日午後（月2回）の小児科としている。

診療時間は、平日午前8時30分から午後5時までとし、入院病床は備えていない無床の診療所である。

診療所医師については、平成28年度末に常勤医が退職したことにより、一時医師不在の危機が想定されたが、現在までは、県のへき地診療所支援機構の協力により、常勤医の確保と、社会医療法人等より輪番で医師の派遣を頂いており、安定した医療の確保は得られている。

また、住民の定期受診を確保するため、診療所への送迎車両の運行や、村外医療機関への受診においては、外出支援サービス事業を委託運営し住民のニーズに対応している。

また、診療所で処置できない傷病者等においては、二次圏域や一次圏域の医療機関と連携し、必要に応じては救急搬送により迅速な救命措置を講じている。

しかしながら、地域がへき地医療区域に指定されているとおり、高度な医療資源から地理的に遠く、搬送に時間がかかるため、ドクターヘリ等の特殊な対応に委ねる所も大きい。

さらに、みなし規定の訪問看護事業所を開設し、訪問看護事業を行っているが、訪問看護師1名のみで対応しており、今後の超高齢者社会を迎えるにあたり、退院後の在宅医療や、在宅介護のニーズの増加が予想される中、体制の強化や、そのための医師や訪問看護師等の人材確保については、かなり厳しい状況にある。

地域保健については、現在2名の保健師が担っており、子供から高齢者まで、きめ細かな保健指導を展開している。

しかしながら、健康診査や感染症予防の業務のみならず、高齢者や子供などの虐待やDV案件、認知症を取り巻く状況や、うつ病などの精神疾患への対応など業務は多岐にわたり、また関係機関（地域包括支援センター等）との更なる連携強化も求めら

れている。

(2) その対策

診療所においては、今後も広域的な医療連携を進めていく。

「IDリンク（阿蘇医療センター連携）」を介した循環器関係の診療の充実や、既往歴などをデータ化し病院・診療所、介護施設などをネットワークで繋ぐ「くまもとメディカルネットワーク」を活用し、質の高い医療や介護を提供する。

また、診療所等施設の老朽化対応や、医療機器の点検などを計画的に行い、状況に応じて施設整備や機器の更新、ICTの活用等を的確に行っていく。

地域保健においては、村民が自宅や地域で安心して暮らすことができるための各種健康施策に取り組んでいく。

健康診査の充実や、生活習慣病予防、医療介護の連携強化などに取り組むとともに、感染症予防なども含め予防事業を多角的に進めていく。

また、高齢化が急速に進む中、居宅サービス等（訪問介護、訪問看護等）の提供と、その支援体制の拡充を図るとともに、地域の介護を支える人材の確保等を推進していく。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 医療の 確保	(3) 過疎地域 持続的発展 特別事業 自治体病院	子ども医療費助成事業	村	医療体制を整備し 医療を確保すること で、住民の安全安心 を図ることから、 住民の定住に繋がり、 地域の持続的発展 が見込まれ、その 効果は将来に及ぶ。
		訪問看護車導入事業	村	
		診療所屋根改修事業	村	
	(4) その他	地域医療体制の充実事業	村	
		医療機器整備事業	村	

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画の公共施設等の整備は、公共施設等総合管理計画で定める基本方針と適合しており、整合性を図りながら計画的保全と管理運営を行う。

### 9 教育の振興

#### (1) 現況と問題点

##### ア 学校教育

本村は、教育環境の柔軟かつ継続性を持たせるために平成16年度から2学期制を、平成19年度からは小中一貫教育を導入している。施設面においても平成18年度に統合小学校を中学校校舎と接続させて建設し、また平成29年度より2ヶ年に渡り中学校校舎を改修した。このことにより、従来からの小中一貫教育の取り組みが礎となり、平成30年度より義務教育学校として産山学園がスタートした。

教育面では、産山型教育ともいえる国際理解教育の充実や地域学習を活用したうぶやま学や検定制度を活用したチャレンジ学習、小学校低学年からの早期英会話・英語学習などを導入し、その充実に向けて取り組んできた。

また、現在整備しているICT機器を効果的に活用し、次世代に対応した児童・生徒の情報活用能力を高めている。

さらに、地域に根差す学校づくりの視点から、地域と学校を連携させ、コミュニティ・スクールや学校支援地域本部事業の更なる支援体制を整え、ボランティア等による各種支援活動を拡充させ、地域住民と学校が一体となって応援していく体制づくりが求められている。

##### イ 生涯学習

国際化・情報化の進展や産業構造の変化、少子高齢化社会の進行など急激な社会情勢の変化とニーズや価値観の多様化が進んでいる。また、人々の生活水準は向上し、生涯を通じて健康で文化的な生活の追求や自己実現を図ることが求められている。

住民の自主性や自発的な諸活動を基盤としながら、今後も生涯学習推進体制の整備充実を図り、広く提供していくことが必要である。

社会教育施設については、中央公民館と地区公民館が4箇所設置されているが、築後44年を筆頭に公民館は全てが35年を経過しており、今後も利用の促進や地域住民のニーズに沿うよう施設整備を行う必要がある。

また、小中学校図書室で行っている一般貸し出しについても、利用を促進する

とともに、県立図書館との連携を図り、図書の実を充実を図る必要がある。

#### ウ 体育施設

体育施設については、村営グラウンド、各地区グラウンド、屋内ゲートボール場等をはじめ、体育館や屋内プールをはじめとした学校体育施設の一般開放等で多くのスポーツ団体が活動している。

今後、各地の運動場の適正な管理、運営が必要である。

### (2) その対策

#### ア 学校教育

学校教育については、これから厳しい社会変化の中で、子どもたちが自立してたくましく生き抜くために、自ら学び、自ら考え、生涯にわたって学び続ける基礎となる確かな学力の獲得が必要であり、今後においては、「SDGs」の理念に沿った「誰一人取り残されない、持続可能な社会」の実現に向けた視点からの学びの定着を図る。

その中で、子どもたちには、「産山に生まれてよかった」「産山で教育を受けてよかった」と思える教育体制を整え、次代をしっかりと担う人づくりが学校教育に求められている。

また、これまで、うぶやま学やチャレンジ学習は着実に成果を挙げてきたが、今後は、従来の取組みと ICT 機器の更なる活用など多岐多様なツールを融合させる新たな方針を模索し、デジタル化に進む教育システムへの移行をスムーズに図る。

#### イ 生涯学習

生涯学習についての理解を深め、住民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際の生活に即す文化教養を高め得るような環境づくりに努める。

住民の意識や希望等を検討し、魅力ある事業を展開するとともに、各種のリーダーの養成を図っていく。拠点となる地区公民館の改修や、時代に即した学習機器等の整備も図っていく。

#### ウ 体育施設

村内誰もがそれぞれの目的に応じてスポーツに親しみ、実践できることを目指す。そのため、総合型地域スポーツクラブの育成支援など、スポーツ・レクリエーションに親しめる環境づくりと人材の確保を進めていく。

また、学校部活動の一部が外部支援となったことから、総合型スポーツクラブとの連携は不可欠である。地域住民においては、個々の生きがいのある満足度が

得られるとともに、併せて学校部活動の支援体制が確立できる相乗効果へと発展できるよう整備を図る。

#### エ その他

平成28年度に子ども議会の提案を受け、ファームビレッジ産山に「うぶやま天文台」が整備され、村内外を問わず来場者数は年々増えている状況にある。教育委員会では、当該施設を通して子どもたちの情操教育を視野に入れていることから、ハード・ソフトの両面から天文台を中心に新しい交流の場を設ける計画を模索していく。

### (3) 計画

#### 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の 振興	(1) 学校教育 関連施設	産山学園 ICT 整 備事業	村	
	その他	産山学園グラウンド フェンス改修事業	村	
	屋外運動場	産山学園体育館 照明施設改修事 業	村	
	屋内運動場			
	(4) 過疎地 域持続的発 展特別事業 生涯学習・ スポーツ その他	公民館改修事業	村	地域社会の活性化や、スポーツの振 興を図ることで、住民の定住促進に 繋がり、地域の持続的発展が見込ま れ、その効果は将来に及ぶ
		公民館活動支援 事業	村	
		総合型スポーツ クラブ振興事業	村	

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画の公共施設等の整備は、公共施設等総合管理計画で定める基本方針と適合しており、整合性を図りながら計画的保全と管理運営を行う。

## 10 集落の整備

### (1) 現況と問題点

本村は5行政区、38集落からなり、村の中心地は役場のある山鹿地区である。世帯数、人口規模は集落ごとに異なっているが、集会施設はほとんどの集落で整備されている。小さな集落においては、人口の減少や高齢化により、本来集落が果たしてきた基本的な生活機能の維持が困難になっており、今後の対策について十分な検討を行う必要がある。併せて公民館活動や地域レクリエーション等の活動を活発化させ、自助・共助意識の醸成、及び集落機能の充実を図る必要がある。

また、若年層の流出により過疎化が進行したことで後継者不足が深刻化し、さらに少子高齢化により地域活力の衰退が懸念されるなど、本村は多くの課題を有している。

### (2) その対策

集落における生活機能を確保するため、基幹集落の機能を強化し、複数集落をネットワーク化する施策として、集落ネットワーク圏の形成を含む「小さな拠点」の整備等を推進していく。同時に、小さな拠点を進行する高齢化に対応し得る生活支援サービスの提供や地域交通ネットワークの確保等の取組みの核としても機能できるよう整備をしていく。また、それらの運営を担う地域運営組織の形成を促し、将来にわたり、住民が住みやすい地域づくりを継続していく。

集落ごとの活性化については、公民館組織の活性化や住民意識の醸成に努める。

また、若者やU I J ターン者の移住定住を促進するため、移住定住相談体制を構築し、空き家の情報提供等住宅に関する支援を行う。さらに、村民が地域活性化に向けて主体的に取り組むむらづくり活動をサポートするとともに、地域の自然や伝統との調和を図るサステイナブル・ツーリズム等の都市間交流事業を実施する体制整備についても検討する。

### (3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9 集落の 整備	(3)その他	住宅リフォーム助成事業	村	
		小さな拠点整備事業	村	

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画の公共施設等の整備は、公共施設等総合管理計画で定める基本方針と適合しており、整合性を図りながら計画的保全と管理運営を行う。

### 1.1 地域文化の振興等

#### (1) 現況と問題点

村内には、数多くの貴重な文化財があり、保存に努めてきたが管理する資料等の整備が十分でないため、平成27年度から平成28年度にかけて、地方創生先行型上乗せ交付金事業及び地方創生加速化交付金事業を導入し、既存する文化財の再調査と併せて、新たに歴史・文化的な文化財となりうる資源の調査を行った。その結果、平成29年度において、新たに5橋の石橋を指定し、豊後街道と同様に毎年、1橋ずつ除草や伐開などを行い、人々が見て文化財に親しむ環境整備を実施している。

また、「阿蘇の重要文化的景観」として選定された草原をはじめとする既存する指定文化財の精査と新たな文化財の選定を検討し、歴史的に価値のある保存計画を策定しなければならない。特に伝統芸能は、過疎化に伴う後継者不足等により集落の限界化が進みつつあり、保存・伝承を維持するのが厳しい状況にあり、急務な対策が必要である。

さらに、集落に伝わる伝統など文化財は、今後の過疎地域の活性化において大きな魅力となるため、その魅力を適切に保護する施策が併せて必要である。

#### (2) その対策

天然記念物の形状変更や地元管理ができない文化財の現状があることから、調査の結果を含め、文化財保護委員の意見を聴取しながら、より適切な将来への継承の方策を検討する。

また、文化財の記録が少なく歴史が不明なものが多い。将来的に保存伝承施設を引き続き整備していくことから移設可能なものは、移設・収蔵するなど次代に伝えていく必要がある。伝統芸能等を継承する人材育成においても、学校や放課後児童クラブと連携し、子どもと地域住民が一体となった活動を展開し保存に取り組む。

#### (3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考

10 地域文化の振興等	(2)過疎地域持続的発展特別事業	文化団体育成事業	村	文化的活動は様々な分野で貢献しうる側面を持つことから、移住定住の促進や地域の活性化による持続的発展が見込まれ、その効果は将来に及ぶ。
	(3)その他	伝統芸能促進支援事業	村	
		歴史文化による産山ブランドづくり事業	村	

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画の公共施設等の整備は、公共施設等総合管理計画で定める基本方針と適合しており、整合性を図りながら計画的保全と管理運営を行う。

### 12 再生可能エネルギーの利用の推進

#### (1) 現況と問題点

令和元年12月に、県は国に先駆けて2050年県内カーボンゼロを宣言しており、地形等の地域特性に応じて、太陽光、風力、中小水力、地熱・温泉熱、バイオマスなど多様な再生可能エネルギー資源が存在する。

しかし、阿蘇地域は世界文化遺産の登録を目指しているため、大規模太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの発電設備に関しては、景観に配慮した自治体独自のエネルギー供給源と消費施設をもつマイクログリッド化の開発が求められている。

#### (2) その対策

豊かな再エネポテンシャルを地域の経済的自立につなげ、また県・国が目指す2050年カーボンゼロに貢献するために、再生可能エネルギー普及の取組促進や、県外主体による再エネ開発の地域共生型への誘導を図る。

そのために、令和2年12月に策定した「第2次熊本県総合エネルギー計画」に基づき、阿蘇地域における自然景観と調和した再生可能エネルギーの導入推進に向けた取組等を行う。

また、マイクログリッド化に向けた取組みとして既存の風力発電施設の更新を行い、そして、庁舎敷地内及び観光施設に電気自動車用の急速充電器を設置するなど電気自動車の普及や持続可能な自然エネルギー開発、再生エネルギー利用計画を推進する。



### (3) 計画

#### 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 1 再生可能エネルギーの利用の促進	再生可能エネルギー利用	電気自動車急速充電器整備事業	村	

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画の公共施設等の整備は、公共施設等総合管理計画で定める基本方針と適合しており、整合性を図りながら計画的保全と管理運営を行う。

## 1 3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項（自然環境の保全及び再生）

### (1) 現況と問題点

本村は、阿蘇くじゅうに囲まれた清らかな水源や清流、美しい草原地帯や田園などの緑豊かな景観をはじめとする雄大な自然資源を有しているが、農家の高齢化や担い手（後継者）不足等により草原や農地の維持管理が困難な状況になっていることから、自然環境や自然景観の荒廃が危惧されている。

また、村道は、村民の生活道路でありながら、一般の観光旅行客が利用する観光道路でもあり、村としても重要な幹線道路として位置付けているが、幅員が狭小で通行しづらく、左右から竹林が覆いかぶさるように繁茂している箇所が多数あり、早急に道路状況の改善が必要な状況となっている。

併せて、本村は高地に位置するため、阿蘇五岳や九重連山、草原地帯などの眺望を楽しむことができるが、整備・確保が十分になされておらず、さらには広く一般に知られていないため、観光振興などへの活用が十分に進んでいない。

### (2) その対策

本村の価値ある自然環境と自然景観を次代に守り受け継いでいくために、国の中山間地域等直接支払事業や多面的機能支払事業に取り組み、農家による農地の維持管理作業を支援する。

また、村が平成27年度に策定した産山村景観条例に基づき雄大な自然景観を保全・創造し、優良な景観形成を図っていく。

併せて、村内業者に委託して村道沿いの除草作業等を行い、現存の村道を適切に維持していく。

さらに、本村が有する豊かな山林や草原を保全するため、山の手入れ（間伐等）や野焼き等の維持管理作業を継続して行い、農林業振興はもとより観光振興につなげていく。

（３）計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
13 その他 地域の持続的 発展に関し必 要な事項		村道除草作業	村	
		中山間地域等直接支払事業	村	
		多面的機能支払事業	村	

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

本計画の公共施設等の整備は、公共施設等総合管理計画で定める基本方針と適合しており、整合性を図りながら計画的保全と管理運営を行う。

事業計画(令和3年度～令和7年度)過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業 地域間交流	コミュニティースクール事業	村	異なる価値観に触れることで、自地域の見直しによる地域力の向上や、子供たちが国際社会等にも対応できる能力を身につける取組であり、地域の活性化による持続的発展が見込まれ、その効果は将来に及ぶ。
		国際理解教室	村	
		ヒゴタイ交流推進事業	村	
		海山交流推進事業	村	
		大学等連携事業	村	
		スクールバス運行事業	村	
2 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業  観光	担い手確保事業	村	農林水産物の収益率を上げ、基幹産業である農林業の所得向上・経営の安定化・後継者確保による農業者減少の抑制や、交流人口を拡大する取組であり、移住定住等の促進が促され、地域の持続的発展が見込まれ、その効果は将来に及ぶ。
		森林整備地域活動支援交付金事業	村	
		間伐木材供給安定化事業	村	
		森林除伐・雑木伐採委託事業	村	
		林道・作業道整備事業	村	
		農産物加工育成事業	村	
		交流イベント推進事業	村	
4 交通通信の整備・交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業 交通施設維持  公共交通	橋梁点検事業	村	生活に必要なインフラとなる交通道路を維持し、公共交通を確保する取組であり、住民の定住に繋がり、人口の社会的減少等を抑制することで、地域の持続的発展が見込まれ、その効果は将来に及ぶ。
		県道改良事業負担金事業	県	
		地域交通網形成計画策定	村	
		産山村コミュニティバス運行事業	村	
		乗合タクシー事業	村	
5 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業 生活	浄化槽設置補助事業	村	住民の生活環境・自然環境の保全に寄与し、循環型社会を形成する取組であり、地域の持続的発展が見込まれ、その効果は将来に及ぶ。
		生ゴミ堆肥処理機購入補助事業	村	
		水道資産調査業務委託	村	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉  児童福祉  その他	老人クラブ活動支援事業	村	高齢者の自立生活・社会的孤立感の解消、児童福祉の増進・子育て支援の充実、障がい者福祉の向上を図る取組であり、移住定住の促進や地域の活性化による持続的発展が見込まれ、その効果は将来に及ぶ。
		シルバーボランティア事業	村	
		介護保険の充実事業	村	
		在宅福祉事業	村	
		安心な老後生活の支援事業	村	
		母子保健福祉サービス事業	村	
		生活環境の向上事業	村	
		身体障がい者活動支援事業	村	
		身体障がい者医療費助成事業	村	
		身体障がい者の社会参加と自立支援事業	村	
		多様な保育サービスの充実事業	村	
		うぶやま保育園空調設備改修事業	村	
		子育て支援センター事業	村	
		放課後児童健全育成事業	村	
		子育て経費負担軽減事業	村	
子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点の設置整備事業	村			
ひとり親家庭の自立支援事業	村			
7 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業 自治体病院	子ども医療費助成事業	村	医療体制を整備し医療を確保することで、住民の安全安心を図ることから、住民の定住に繋がり、地域の持続的発展が見込まれ、その効果は将来に及ぶ。
		訪問看護導入事業	村	
		診療所屋根改修事業	村	
8 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業 生涯学習・スポーツ その他	公民館改修事業	村	地域社会の活性化や、スポーツの振興を図ることから、住民の定住促進に繋がり、地域の持続的発展が見込まれ、その効果は将来に及ぶ。
		公民館活動支援事業	村	
		総合型スポーツクラブ振興事業	村	
10 地域文化の振興等	(2)過疎地域持続的発展特別事業	文化団体育成事業	村	文化的活動は様々な分野で貢献しうる側面を持つことから、移住定住の促進や地域の活性化による持続的発展が見込まれ、その効果は将来に及ぶ。